

釧路市弟子屈町定住自立圏形成協定の一部を変更する協定

釧路市（以下「甲」という。）と弟子屈町（以下「乙」という。）は、平成23年6月23日に締結した釧路市弟子屈町定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号オに次のように加える。

(イ) 一般廃棄物の処理に関する連携

a 取組の内容

一般廃棄物（不燃ごみ・粗大ごみ）の処理に関する事業を進める。

b 甲の役割

一般廃棄物処理施設の安定的な運用を行い、圏域内的一般廃棄物を適正に処理する。

c 乙の役割

甲と協議の上、関連する事業の実施に対し、必要な経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和7年9月17日

釧路市長

弟子屈町長